

平成25年度水源林造成事業評価技術検討会議事録

1 日 時：平成26年2月26日（水）14:30～17:00

2 場 所：農林水産省 北別館6階 共用第3会議室

3 出席者：

委員

日本大学 生物資源科学部 教授

井上 公基

信州大学 農学部 教授

植木 達人

岩手大学 農学部 教授

岡田 秀二

特定非営利活動法人 森林をつくろう 理事長

佐藤 和歌子

京都大学 地球環境学堂・学舎 准教授

深町 加津枝

林野庁

整備課長

新島 俊哉

独立行政法人森林総合研究所

森林業務担当理事

青木 庸三

総括審議役

安藤 伸博

4 議 事：

【事務局（久保補佐）】

それでは只今より、平成25年度水源林造成事業評価技術検討会を開催いたします。

まず、検討会開催にあたりまして、林野庁の新島整備課長よりご挨拶申し上げます。

【新島整備課長】

本日は、お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。昨年7月2日付で整備課長を背任いたしました新島と申します。よろしく願いいたします。

私は、国有林に長く携わっており、今回の一般会計化の改革にも関わっておりました。水源林造成事業にも浅からぬ縁がありましたので、こうした機会をいただき、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、今回のこの検討会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様方には、日頃より水源林造成事業そして林野庁の各施策に対し、色々ご理解ご協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

最近の森林の状況というのは、戦後植えてきた木が資源として充実してきており、これをどう活用していくかということで、農林水産省としては、攻めの農林水産業という

形で、積極的に資源を活用していくという方向付けがなされております。

その中で、ご承知かと思えますけれども、CLTなどの新たな使い方といったもの、あるいは、バイオマスの利用、木材利用ポイントなどの施策を実施しながら木材の需要を喚起していく考えです。その先には、元となる山がある。この山の多面的機能を発揮するために、川下のことを充実していくという形でございます。

ただし、それだけではやはり森林の多面的機能というのは、満身に発揮できない部分もあります。そういったものをしっかりとやってきているのは、公的機関によるセーフティーネットの部分なんだと思っております。公益的機能の発揮と森林・林業の発展というのはまさに同じです。森林の多面的機能の発揮の部分でいえば、水源林造成事業です。

水源林造成事業は、奥地水源林地域を守る、非常に重要な事業だと我々も考えているところです。こうした中、昨年12月24日に閣議決定された独立行政法人に対する改革の基本的な考え方の中で、現在水源林造成事業が法律の附則の中で行われているということで、今後、現中期目標期間が平成27年度末までですけれども、それまでに、受け皿の法人の検討をなさいたいということが決められております。我々も、幅広い検討をしていきたいと思っております。

こうした中、特に事業実行においては、しっかりと行うということが我々に課せられた使命であると思っております。それを、わかりやすく広く国民の皆様にご披露することが事業に対する理解を得ていくという意味でも、非常に重要なことだと思っております。

今回、事業評価技術検討会の中で、効率的でかつ非常にわかりやすい評価を目指していきたいと思っておりますので、是非、ご検討の方をよろしくお願いしたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

【事務局（久保補佐）】

事務局より、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

まず、座長をお願いしております日本大学生物資源科学部教授の井上委員でいらっしゃいます。

【井上委員】

井上でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、向かって左側の席の委員からご紹介させていただきます。

岩手大学農学部教授の岡田委員でいらっしゃいます。

【岡田委員】

岡田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

京都大学地球環境学堂・学舎准教授の深町委員でいらっしゃいます。

【深町委員】

深町です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、向かって右側の委員をご紹介します。
信州大学農学部教授の植木委員でいらっしゃいます。

【植木委員】

植木です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

特定非営利活動法人森林をつくろう理事長の佐藤委員でいらっしゃいます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、林野庁と独立行政法人森林総合研究所の出席者をご紹介します。

林野庁の方から、先程ご挨拶させていただきました新島整備課長でございます。

【林野庁（新島課長）】

新島です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

独立行政法人森林総合研究所の青木森林業務担当理事でいらっしゃいます。

【青木森林業務担当理事】

青木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

安藤総括審議役でいらっしゃいます。

【安藤総括審議役】

安藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

最後に、事務局の出席者をご紹介をさせていただきます。
林野庁整備課の石橋推進官です。

【石橋推進官】

石橋でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

最後になりますが、本日の司会進行を担当させていただきます、整備課業務管理班担当課長補佐の久保でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、全委員の出席となっております。

続きまして、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元の資料を開けてご確認いただきますが、まず、資料1が議事次第でございます。資料2が出席者一覧、資料3が配席図、資料4が水源林造成事業評価技術検討会運営要領、資料5が水源林造成事業を巡る諸情勢について、資料6が平成25年度期中の評価として資料6-2が1から5まで、資料6-3と資料6-4まで付いております。続きまして、資料7が平成25年度事前評価としまして、7-1として事前評価対象地一覧でございます。事業実施地区別資料としまして資料2-1から2まで、資料3としまして、費用対効果分析事例・便益集計表でございます。参考資料として、(1)から(6)まで添付させていただいております。欠落等が有りましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

資料の方も問題がないということですので、ここからは、井上座長にお渡しして議事進行をお願いいたします。

それでは、井上座長、よろしくお願いいたします。

【井上座長】

座長を務めさせていただきます日本大学の井上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに本日のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

本日のスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、情報提供として、水源林造成事業を巡る諸情勢について事務局から説明させていただきます。資料5でございます。

次に、事業評価の本題にはいりまして、平成25年度の期中の評価について委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。それにつきましては、資料6でございます。

その後、休憩をはさみまして、平成25年度の事前評価について委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。それにつきましては、資料7でございます。

以上、本日の検討会は17時までを予定しています。時間の限りよろしく願いいたします。

【井上座長】

本日の予定について、事務局より説明がありましたが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【井上座長】

それでは、ただ今のご説明に沿って進行してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、水源林造成事業を巡る諸情勢についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（石橋推進官）】

資料5にあります水源林造成事業を巡る諸情勢についてご説明させていただきます。大きく3つございまして、資料5の表紙についておりますけれども、1点目は、先ほど課長の挨拶でもありました、昨年末の独立行政法人改革の閣議決定の概要についてご説明いたします。次に、つい最近に成立いたしましたけれども、平成25年度の補正予算の林野庁関係の概要、それとちょうど今衆議院で審議しておりますけれども、来年度予算の概算決定の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

1枚お捲りいただきまして、独立行政法人改革等に関する基本的な方針についてということで、抜粋で付けさせていただいております。昨年の12月24日の閣議決定です。

独立行政法人改革につきましては、昔は、水源林造成事業は特殊法人という形でしたけれども、独立行政法人改革により、平成15年度から独立行政法人という形に移行しております。

前回、自民党から民主党に政権がかわり、事業仕分けがあり、また自民党政権に戻ってということで、行革事務局においても、今回が、独法改革の集大成との位置づけとされております。

ローマ数字のⅡでございますけれども、独立行政法人を3つの分類に分けましょうということで、①は中期目標管理により事務・事業を行う法人で、水資源機構などがこの中期目標管理型の法人になります。②が中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人。これが、研究開発型の法人、研究関係の独立行政法人です。③が、単年度の目標管理により事務・事業を行う法人ということで、国立印刷局などが該当しますけれども、単年度管理型の法人となります。

今、全国に101の独立行政法人が有りますけれども、この3つの類型に分けて運営をしていこうということです。

続きまして、研究開発型の法人への対応ということで、現在、森林総合研究所は「独立行政法人森林総合研究所」となっておりますけれども、この改革後は「国立研究開発法人森林総合研究所」と名前が変わります。

法人の目的では、個別の法律、設置法において研究開発成果の最大化ということを明記するということになります。

(2)は世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置ということで、研究開発型の法人の中でも世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人というのを特定ということで位置付けるということです。理化学研究所ですとか、産総研だとかそういうところを極力少数と書いてありますけれども、2つから3つぐらいの法人に限定するという動きがあります。

次のページ、3ということで、研究をやる法人もありますし、公共事業の法人もありますし、金融関係の法人もありますので、いくつか業務の類型に分けて適正にガバナンスを発揮させていこうということになっております。

森林総合研究所の水源林造成事業につきましては、⑤にあります、公共事業執行業務で、その中に森林整備がございます。

公共事業型のガバナンスということで、共通事項として、多額の公共予算を執行しているということもありますので、法令順守の担当理事をちゃんと置きなさいですとか、内部監査に従事する職員の資質向上のためにも、外部の研修を受けさせなさいとかであります。契約担当職員についても同様のことであります。

あと、入札監視委員会というのもございますけれども、機能を向上させるということも、公共事業執行業務の共通のガバナンスでございます。

その下の（別紙）で、各法人について講ずべき措置ということで、農林水産省の部分を抜粋しております。一番上の丸ですが、森林国営保険は現在特別会計で運営されてお

りますけれども、それについて、国の特別会計で国で行うことを廃止して、その業務を森林総合研究所に移管するという方向性が今回決定されました。

よって、国にあった森林国営保険を森林総合研究所のもとで実施するという形になります。その際に、経理を区分するとか、研究の中に金融部門というのできるの、別のガバナンスをちゃんと作るというようなことが記載されております。

それと、二つ目の丸で、森林総合研究所は研究もやるし、水造のような公共事業もやるし、保険のような金融業務もやるということになるのですが、業務の中核は研究開発なので、法人の名称の冠には、研究開発の法人としての「国立研究開発法人」という名称を付けるという形になっております。

水源林造成事業の受け皿については、先ほど申しました、附則を本則に持って行くということで、現中期目標期間、これが平成27年度末までですので、その中できちんと位置付るということです。

今の森林総合研究所の中期目標の中で、水源林造成事業はきちんと研究開発の部門と連携をしてやりなさいという目標をつくっておりますので、中期目標は5年間なんですけれども、その5年間の目標の達成状況を中期目標の終了時にきちんと評価した上で、引き続き森林総研でやるということをして位置づけなさいという意味合いでございます。

一番最後の丸は、先ほど、このページの上にある公共事業執行型業務の最後ということでございます。一番最後に下線を引いておりますけれども、独立行政法人の通則法が、今通常国会でかけられる予定になっておりまして、あと、森林国営保険の法律も、今の通常国会でこれからかけられる予定になっております。

成立して平成27年の4月から森林総合研究所の名前が変わったり、新しく保険の業務も追加するというような形で動くこととなります。

当面平成26年度は今までどおりということでございます。

その次のページに、平成25年度の補正予算の概要ということで付いております。たくさんありますので、主な部分だけをご説明させていただきます。

一番上にある、強い林業・木材産業構築対策について、森林整備加速化・林業再生事業ということで539億円とありますけれども、各県に基金を積んで、3年程で執行してもらおうという非公共事業となっています。施設整備の予算が少なくなっておりますので、この予算を活用して、木材加工施設の整備ですとか、木造公共建築物の整備ですとかを進めていくという形になっております。

その下に、木材利用ポイントということで、150億円が補正で追加されたということでございます。下の方に、森林整備事業・治山事業ということで、その中の森林整備事業の中に水源林造成事業が入っております。

森林整備事業全体では、274億円ぐらいありますけれども、水造についてはこのうち3

3億円という形になっております。

あとは、復興枠ということで東日本大震災の被災地向けの公共事業が措置されております。その後にPR版がついておりますけれども、説明は割愛させていただきたいと思っております。

ページがついてなくて恐縮なんですけれども、6枚めくっていただきますと平成26年度の林野庁関係予算の概要と表になったものがございます。

上に公共事業がありまして、公共事業全体は、国土交通省を含めまして対前年比100%を超えております。

森林整備事業費につきましては101%。水源林造成事業についてはこの内の249億円でありますが、対前年比では、101%より多い105%の予算がついております。

同じく下の方に、震災関係の予算ということで、対前年150%ですとか、非公共だと179%が措置されているということでございます。

後に色々PR版がついておりますけれども、説明は省略させていただきます。また、ご覧いただければと思います。

資料5につきましてはの説明は以上でございます。

【井上座長】

ありがとうございました。ただ今の行革等に関する基本的な方針、それから補正予算そして平成26年度の予算概要ということで、ご説明がありましたけれども、この説明につきまして何かご質問等がございましたらご発言よろしく願いいたします。

【岡田委員】

平成27年度から変わるわけですね。新しい中期目標期間が始まる。

一方では、平成26年度中に結論を得る。その年に結論を得てすぐ翌年の4月から新しい仕組みで行けるのですか。

【事務局（石橋推進官）】

最終年度に評価をして、それが、だいたいですね6月ぐらいまでに5年間を見通した評価書を作ります。

最終年度は全部終わってないんですけれども、6月に評価書を作り、見込みも含めて評価をします。同時並行的な作業になるわけですが、同じ最終年度に評価と新年度の目標作成を両方作業するという形になります。

【岡田委員】

PDCAはどういう形でまわっていくんでしょうか。要するに、独法評価、農水の独法評

価、政府全体の政独委、それは崩すということでしょうか。

【事務局（石橋推進官）】

そうです。

【岡田委員】

そうすると、新しい評価の仕組みというのはどういう仕組みを作るのでしょうか。

【事務局（石橋推進官）】

今までは、農林水産省の評価委員会と、総務省にある政独委と2段階の評価だったんですけれど、外部のチェックというのは総務省の評価委員会だけにして、各省におく評価委員会というものは、新しい制度では置かずに、主務大臣そのものが業績を評価し、それを、総務省の評価委員会に報告して、総務省の外部委員がチェックするという形に変わるといことです。

【岡田委員】

水造事業にとっては大変有り難い言葉が並んでいまして、その中に、改正をしっかりと作っていきます、強化しますという表現があるのは大変魅力的ですね。

それなりのイメージは、既に、林野庁とセンターで出来上がっているんですか。

【事務局（石橋推進官）】

ここに書いてあるのは、公共事業を執行するための内部統制、いわゆるガバナンスです。きちんと執行して不正がないようにするという体制ですが、その体制につきましては、センターはコンプライアンスの委員会ですとか、外部からの人材による体制を作っており、そういう面では、他の公共事業体に比べれば、かなりしっかりしていると思っております。

あと、平成26年度末までの水造事業をきちんと評価して次にどういうステップでいかといくことについては、やっとこれからセンターと一緒に考えて行くという段階に入っていきます。

【井上委員】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

【深町委員】

今後、研究開発との連携を更に強化されるということなんですけれど、そのような視点から評価というはどのように決まっていくかということと、具体的に多少はお聞きしているんですけれども、どういう形で研究・開発との連携を深めていくのかという2点

について教えてください。

【事務局（石橋推進官）】

水源林造成事業はあくまで公共事業ですので、そういう意味では異質は異質なんです。ただ、限られた財源の中でもっとも効率的に森林整備を行う技術というのが森林総研にあり、当然、管理・育成で研究開発しておりますので、たとえば、育種の部分であれば苗木の部分ですし、施業の部分では、道の作り方ですとか、伐採と造林をどう組み合わせるとか、そういう技術がございます。それから天然更新ですとかそういう研究・開発されたことについて、事業の方に全面的に導入するという形には至っておりませんが、試験的にデータを使用することによって、公共事業として執行していくという形で準備を進めていくという連携をしているという状況でございます。

【深町委員】

評価とは全然違う枠組みになるわけですね。

【事務局（石橋推進官）】

そうですね。これはあくまで、事業をこのまま続けていかどうかという評価で、またそれとは別に、独立行政法人の組織全体で目標をつくる評価委員会がございまして、そちらの方で目標達成状況をチェックするという形になっております。

同じ評価という名前がついておりますけれども、性格が違うものでございます。

【井上座長】

事業の評価ということですね。 よろしいでしょうか。

【植木委員】

全く違う質問でもよろしいでしょうか。

予算の話が出たものですから。平成26年度の内容をあまり見ていないのですが、森林の資源も充実してきて、攻めの農林水産業をやるんだという話なんですけれども、資源があってもなかなか木が出てきていないんじゃないのかなという気がするんですね。

私は信州で色々を見ながら、そういった状況において、次年度の予算の中で基盤整備の問題だとか人材育成というのは、攻めの林業として、これまでに比べてある程度強化されているのかどうかという点と、特色があるのかどうか、全く水造事業と違うんですけれども、もしよろしかったらお願いいたします。

【事務局（石橋推進官）】

人材育成については、森林林業人材育成対策というのがあります。従来型ですと、林業を作業する方の育成・労働力の確保といった体制で緑の雇用ですとか、かなり前に、

労働力育成確保ということで、対策を講じておりましたけれども、森林が育ってきて、造林保育型ではなくて間伐だとか伐採をどういう風にするか、どういう風に売るのが効率的だとか、そういうものがきちんと出来るようにということで、この人材育成対策でいえば右側の方に森林づくり主導人材育成対策というのがあります。

森林総合監理士、フォレスターの育成や、森林施業プランナーの育成などは、現状ではつい最近のことです。新しい体制・人が変わらないと新しい効果が上がらないというのがひとつあると思います。

あとは、基盤整備ということ言えば、路網などは今までどおりですけど、特に、機動的な路網ということで林道二級とか三級相当の道を先ほど言った加速化事業という都道府県に基金を積んで行うんですけども、そこで、県の主導のもと道をつくる、安い単価で道を延ばしていくという形での変わり方もあるということです。

出口でいえば、木造公共建築物ですね、そういった新しい技術への助成そういったところがあるのではないかなというふうに思っております。

【植木委員】

これまでの延長として続けていくということですね。

施業プランナーとかフォレスターというのは、もう動きつつあるけれど、気になるのは、現場で実際に作業する人が、全体的に不足しているのではないかという気がするんです。

素材生産業者や森林組合ですが、森林組合も、今まで改革を進め、若手を集めてはきているんですが、年齢層のギャップがあったりしてこれまでの技術がすぐには継承されていないような状況も多々見受けられます。

実際、路網作設・伐倒・搬出するといった作業員の方々の育成は、今後ますます重要になってきているんじゃないのかと思います。そうしなければ、自給率が50%という目標達成はなかなか難しいんじゃないのかなと実感としておりますので、むしろ、そっちの方が気になります。

【岡田委員】

お話があったところなんですけれども、森林組合の統計では、伐採等に関わっている作業員の方々というのはこの5年間では意外に減っていないんです。ところが、伐採等に関わらない旧造林系の方々というのが、特に季節労働の方々が比較的減っているという状態の統計が出ています。

これは、どういう原因によるものなのか。ちょっと難しいですけども、公共事業は、ほかの公共事業と季節作業などで連携するという形で成されてきており、最近、公共事業が伸びてきているということもあり、1回山を降りてしまうと、もう戻ってこないということもあるのではないのかと考えています。我々が厳密な分析をしていないのでわからないんですけども、そういう原因があるのかなと思います。

いずれにしても、先生がおっしゃるように今後資源として活用していく、ただ、活用していただけじゃなくて、そのまたその次に資源を作っていくそれを連携させるような形にしていくことが必要です。

具体的にいいますとコンテナ苗を使って伐採をしながら植えていくというようなことをすることによって、通年でいろんな仕事が出来ていくというようなことです。そういったものに対して、例えば、コンテナ苗はちょっと今高いですね、その高いものに標準単価が作られていないので、今年26年から標準単価を作って補助していくというような形で、出来るだけ有機的に関連づけながら山をまわしていけるように、まだ物足りないとは思いますが、補助を行っていくというようなことが必要だと思います。

【井上座長】

現地での重要な作業のひとつとして、作業員のやる気ができるような形のものを是非とも考えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【井上座長】

他に何かありますでしょうか。

基本的な方針と予算に関しましては、よろしいでしょうか。

では次に移りたいと思います。次は、平成25年度の期中の評価についてということですが、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（石橋推進官）】

資料6からが平成25年度期中の評価ということになります。資料6-1に期中の評価対象地一覧ということで、この広域流域を対象に評価するというようにしております。全国で44流域を5年でまわすというサイクルがございますので、1年当たり8から9流域が対象になりますけれども、今年度につきましては、赤色を付けた北から南までの9流域が対象になります。

次のページに対象地の件数・面積の表がございます。区分ということで、各流域ごとに10～29年経過分・30～49年経過分・50年経過分ということで3つの区分に分けております。10～29年経過分というのは、いわゆる保育段階。30～49年経過分は間伐段階。50年以上は長伐期に移行する段階ということで、これまでの評価委員の皆様のご意見を踏まえてこういった形にさせていただいております。

今回の評価の対象となる契約件数が一番下にございますけれども、3,285件の契約面積で、91,200ha。植栽面積で75,112haという形になっています。

資料6-2ですけれども、資料6-2-1ということで、期中の評価個表(案)があります。これは検討会が終わった後、林野庁のホームページで公表する資料になります。文字が

多くて恐縮なんですけれども、最初は網走・湧別川広域流域10～29年経過分でございます。1枚めくっていただきまして、馬淵川広域流域というのが一式ございます。最初に50年以上経過分がついておりまして、1枚めくっていただくと、同じ馬淵川広域流域30年～49年経過分、さらに、もう1枚めくっていただくと、10～29年経過分という3つのセットになっております。

最初に50年経過分ですけれども、まず事業の概要・目的ということで、当事業は、積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である馬淵川広域流域内の青森県十和田市外10市町村の民間による造林が困難な奥地水源地域において、分収造林契約の当事者となって水源林造成事業を行うというところでございます。

冒頭の地域特性ということで、積雪量が比較的少ないものの気候が冷涼であるという部分ですが、去年の委員会でのご意見をふままして、各流域ごとに、地域特性を書き分けて記載しているという形になっております。目的の下のところにありますけれども、契約件数が28件、事業対象区域面積が1,924ha、総事業費が75億円というのが事業の概要です。

その次に、①として、費用対効果分析ですけれども、50年経過分については、B/Cは1.41になります。

その下に、②ということで、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢ということで、青森県・岩手県にまたがる民有林ですけれども、未立木地の面積が増えているとか、不在村者所有森林面積も増えているとか、林業就業者は逆に減っているとか、木材生産額は減少しているというような統計的なデータを記載させていただいております。

一番最後の段なんですけれども、こうした中、水源林造成事業については、水源涵養機能等の向上を図りながら、その実施を通じ、地域の雇用にも貢献できるよう事業地の着実な成林に向け取り組むこととし、事業地が主伐期を迎える中、木材供給にも貢献できるよう取り組んでいるという形で記載しております。

③として事業の進捗状況、50年経過林分につきましては、樹高ですとか胸高直径、材積において順調な生育状況にあるという形になっております。

裏側の次のページでは、関連事業の整備状況ということで、関連する県の林業の基本計画を記載させていただくとともに、昨年のご指摘を踏まえて、適正な保育施業や長伐期化への取り組みを通じて、流域内のダム水源や簡易水道水源などの水源涵養機能の発揮に役割を果たしているという、水関連施設との関係性を記載したという形でございます。

⑤として、地元の意向ということで、地元からも要請があるということに記載しております。⑥は事業コスト削減の可能性ということで、費用対効果分析というのが効率性の一番の基準になりますので、費用対効果分析の結果から効率性は確保されているとい

うことをきちんと記載するという形にしています。さらに、植栽後の雪害によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた形に変更する、間伐の実施については、列状間伐や強度な間伐等のコスト縮減をすすめている、ということに記載させていただいております。代替案の実現可能性の欄は該当なしです。

第三者委員会の意見は、空欄にしておりますけれども、後程ご議論いただきたいと思っております。

評価結果（案）及び事業の実施方針について、まず、必要性としては、地域特性を見ながら引き続き事業の必要性が継続的に行われているので必要性が認められる。効率性については、費用対効果分析結果がまず一つ、それから、雪害によって広葉樹林化した林分についても広葉樹の育成に重点をおいた施業に変更して効率化している。また、間伐についても列状間伐等の取り組みをしている。最後に、有効性として、地域雇用への貢献や木材供給という効果があり、事業の有効性が認められる。という内容で記載させていただいております。

一番最後に、事業の実施方針ですが、これも、後程ご議論いただければと思っております。

基本的にこのような記載になっておまして、それが次の30～49年経過分になりますと、B/Cの計算がまず違うというのがひとつ、それから30～49年経過分ですと、間伐期になりますので、この②の一番最後の段落ですけれども、地域の雇用にも貢献してきているが、間伐期を迎える中で、路網整備にも努めながら木材供給に貢献するといった、間伐期の特徴を記載させていただいております。③の事業進捗状況は、30年経過分の実際の造林地の森林調査のデータから概ね順調な生育状況と記載しております。

裏のページになりますけれども、基本的には、先ほどの50年経過分と同様の内容です。

次に、10～29年経過分ということで、先ほどと同じですが、B/Cが変わっている。あと、②の一番最後ですけれども、造林・保育作業の実施により、地域の雇用に貢献が出来るという記載にしております。③の事業の進捗状況については、10～29年経過分については、森林調査を実施していないので、現状は目視での確認を行っており、データは記載しておりませんが、順調な生育状況にあるという形で記載させていただいております。

裏のページになりますけれども、最後の評価結果（案）及び事業の実施方針の、効率性の上から2行目のところで、前の50年や、30～49年経過分については、間伐の実施と書いておりましたが、10～29年経過分については、今後の除伐の実施に当たってはと記載しております。

被害も若干幼齢の方が多いということで、有効性のところに寒害対策や針広混交林化等必要な取り組みを行つつという記載を付け加えています。

基本的に同一広域流域の中での林齢毎の書きぶりというのは、このような形になっています。違う例として、資料の一番最後のページになりますけれども、川内・肝属川広域流域の10～29年経過分の、事業の概要で、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯であるというこの地域情勢を書かせていただいております。それと、裏のページの一番最後ですけれども、評価結果(案)及び事業の実施方針の必要性のところに、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域等に、シカによる食害ですとか、北の方だと雪害ですとか、寒害ですとか、地域によって違う害への対策を講じながら実施しているというような記載にしております。

全部が全部違う形にはなりません、一定のパターンで書き分けさせていただいているという形です。

後程、ご意見をいただいた上で、修正させていただきます。

資料6-2-1については、細部にわたりますので、中身の説明は省略させていただきたいと思います。

次に、費用対効果分析結果ということで、資料6-2-2がございます。1枚めくっていただきますと、B/Cの、50年経過分・30年経過分・10年経過分ということで分けた表がのっております。全部1以上ということで問題はないと思っておりますけれども、昨年ご指摘がありました、林齢が高くなった方がB/Cが上がるのではないのかということについてですが、計算上は、幼齢の方がB/Cが高いということになっております。

水源林造成事業は、昔は、1ha当たり3千本以上植えてきたということもありますけれども、最近では、広葉樹を残したりですとか、植栽本数を減らしたり、下刈りに対しても2回刈を何年も続けないですとか、枝打ちを省略したりですとか、コストが減る形となっています。便益はほぼ一緒ですので、幼齢の方が若い方がB/Cが高くなるという結果になるということでご了解いただければと思います。

次のページから各流域ごとにB/Cを図示したものがございます。水源涵養便益が一番多いので、青の棒グラフに水源涵養便益、上にその他便益ということで、だいたいどの流域も半分近くが水源涵養便益という形になっております。一番後ろの、川内・肝属川広域流域まで続いています。

次に資料6-2-3でございます。先ほど、個表にあった未立木地の面積割合ですとか、民有林における保安林の面積割合ですとか、不在村者の所有する私有林の面積割合ですとか、林業労働力の推移、木材価格の推移についての、それぞれ該当する県のグラフを添付させていただいております。次のページからはその参考資料という形になります。

次に、資料6-2-4ですが、事業の進捗状況になります。指標年における事例という

ことで、それぞれ流域ごとに50年経過分、30年経過分、10年経過分の写真と生育状況のデータを示させていただいております。

最初は、網走・湧別川広域流域の10年経過分の写真が載っています。その裏に、生育状況ですけれども概ね順調ということで目視で確認したグラフを載せております。

次に、馬淵川広域流域の50年経過分、30年経過分の写真、下の方に広葉樹林化の写真があります。その次に、10年経過分の遠景写真と近景写真で、その次に、森林調査のデータでございますけれども記載しております。

レーダーチャートで書いておりますけれども、外側の青線が成長が良いところで地位3等地、内側の緑線が地位5等地で、水造は赤線ですが、平均で地位4等地ですので、その間に入るということで、だいたい各流域ともそのような傾向になっています。もちろん成長が良いところもあります。50年経過分と30年経過分は森林調査のデータで作成させていただいております。

次に、同じに馬淵川広域流域の10年経過分という図表がありますが、これは、目視での確認状況で作成しています。概ね生育は順調となっています。

以下同様に各流域を代表する事例で、写真と森林調査のデータを載せております。ご覧下さい。

最後の川内・肝属川広域流域の図表の次に生育状況の取りまとめ表がございます。

50年経過分、30年経過分、10年経過分と分けて作成しています。50年経過分については、概ね順調で、広葉樹林化した部分がございますけれども1割程度です。おもな原因として雪害や干害を記載しております。次のページの30年経過分についてもおおむね順調で、相模川流域については広葉樹林化が22%と若干高めではございますけれども、概ね順調に生育しているという状況です。最後に10年経過分ということで、これも生育遅れ率ということで10%超えるところもありますですけれども、おおむね順調に生育しているのではないかとこの状況でございます。

続きまして、資料6-2-5で関連事業の整備状況でございます。各県の森林林業の基本計画の状況を表にして整理したものでございます。説明は割愛させていただきます。

資料6-3に費用対効果分析算定事例ということで、木曾川広域流域の30年経過分の算定事例を載せております。費用と便益の合計が最初のページに載っております。社会的割引率4%により現在価値化してB/Cを計算しているという形でございます。

次のページに、事業費集計表ということで、先程の割引率を活用した事業費の集計事例が載っております。次のページからはそれぞれの便益の計算ということで林野庁の民有林補助事業も国有林も同じデータを使って同じ計算をするという形の算定方法になっておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

最後に、資料の6-4ということで、これまでの期中の評価を踏まえた対応ということ

で載せております。今までの期中の評価の中でいただいたご意見で、たとえば、1枚めくっていただくとチェックシートというのを作っています。従前は、寒風害を受けていたようなところまで新植していたということもあり、そういう区域は、広葉樹があれば植栽せずに残し、そこを保護樹帯にして植栽樹木を守ることについて、チェックシートを活用していくということや、間伐の場合ですけれども、広葉樹林化した部分を残して、針広混交林にしていこうということで、これについてチェックシートを活用してチェックしていくということでございます。

それ以降、植栽時点ですとか、下刈り・除伐時点、保育間伐時点ということで、どういった項目をチェックしていくのかと図表にしておりますけれども、昨年と同様でございますので割愛させていただきたいと思っております。

期中の評価につきましては簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【井上座長】

ただ今の説明に関しまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言よろしくお願いたします。

【植木委員】

昨年は、三重県での現地検討会ありがとうございました。大変、現地で学ぶべき点が多くてそれから認識も改めたところもございまして、地域における重要性というものも実感できたかなというふうに思っております。できれば、来年度も現地へ行ってみたいと思っております。引き続きお願いしたいと思っております。

石橋推進官から説明があったんですが、B/Cの問題で去年も似たような質問をしたと思うんですけど、高齢化すればB/Cが下がるという計算上の話と、私自身は効果が徐々に高まってきているんじゃないのかというところで、B/Cは上がる可能性があるんじゃないのかということ去年言ったと思うんですけども、今年は、その説明をしていただき、本数の減少や、若いうちにはそれなりに工夫されているということですが、若いうちというところの費用に関しまして、新たな問題が色々出てきており、そのために対応を繰り返しているというのも現実にあるんじゃないのかという気がします。

例えば、鳥獣害です。特にシカの害ですね。奥地化していくという場合、発生する可能性が高く、そのための対応策として、ネットを張るとか忌避剤を塗るとかあるんだろうと思うんですけども、若いうちはやはり費用がかなり高くなるのではないかと思います。実際問題として、若いうちは、色々計算してみますと奥地化すると路網の開設費がかかってくるし、そういう面では、B/Cの数値が最も高くなるというのは実感として何とも腑に落ちない部分があります。

例えば、水源涵養便益の面でも、植栽してから10年～15年ではなかなか効果がみられません。20年以降から徐々に水源涵養の効果が上がるし、浄化機能も高くなってくると

いう事が治山や砂防の学会でよく言われてきているところです。やはり、高齢化するほどB/Cが下がるというのがどうも私の中で腑に落ちない部分があります。

確かに、社会的割引率があるということで去年も説明を受けましたけれども、この方法しか計算方法ってないのかという思いがあります。

その辺りについて、もう少し補足的な説明をお願いしたいと思います。

【事務局（石橋推進官）】

去年と同じ回答になってしまいますが、参考1に事前評価マニュアル(抜粋)というものがあまして、1-3-2ページです。整備期間ということで、便益があがっていく期間というのは標準伐期齢までという計算になっていて、あとは最終評価年度まで一定という形です。評価期間というのは、例えば、10年経過林分・30年経過林分・50年経過林分と分けておりますけれども、すべて事業が終わるまでの80年間の便益を計算します。その時点の林分が発揮している便益を計算をすると言うわけではなくて、たとえば10年経過であっても、きちんと成林して80年の事業期間を終えるまでの期間でどういう効果があるのかという評価をするという形になるので、先生がイメージしているのとそこが違うということです。

【植木委員】

そうですね。やはり勘違いしています。そういうことですね。

【事務局（石橋推進官）】

先生がおっしゃっているのは、自然な考えだと思うんですけれども、それが、あくまで事業の継続をしていいのか、採択していいのか、という観点で事業期間全体を通して把握する点でのB/Cということとで、このような傾向になっているということです。

あと鳥獣害対策の費用というのは確かにあると思います。そのような付帯施設がないものについては、水源林造成事業はコスト縮減をかなりしているのが、それが費用に反映されているということになってはいますが、鳥獣害対策の防護柵等を実施した場合の費用はどうなるのかというのは、別途掲載することはできるとは思いますので、また、現地検討会のときに、ご説明できるように示していきたいと思っております。

【植木委員】

わかりました。全体期間を見た上での便益という話で、去年もそういう説明を受けたのでしょね。

例えば、資料6-3に1枚目をめくりますと施業履歴が書いてあります。例として載ってるが、こういったところに、植栽・下刈・つる切・除伐というのがあって、ここで、さらに新たな被害の対応がでた場合には項目がでてくるということになるんですよ。その他は、その他で別にあると気がしますが、もう1枚めくると、事業費集計表でだい

たいこれがこの表対応してくるという形に見ていいですね。

【事務局】

そうですね。

【植木委員】

現在価値額とこの総費用の部分ですね。

できれば、集計表に作業の具体的な名称がはいってくれたら有り難いと思います。

1年目は植栽だと思うけれど、たぶん、路網だとかも入っているんですか、さらに、下刈が5年ぐらい続いて、除伐や間伐、そういうのが入っていればわかりやすいです。

去年、私は施業履歴が必要じゃないのかということを行っています。事例で1枚しか載っていないので、施業履歴をみながら何となくイメージができるよう、できれば、集計表に作業名を入れてくれれば有り難いと思います。

【井上座長】

事業費集計表の中にそういったものをいれるということを検討するということでよろしいでしょうか。

【事務局（石橋推進官）】

はい。

【井上座長】

他にございますでしょうか。

【岡田委員】

今の質問への私の理解ですけれども、資料6-2-2ですが、ここに示してある数字を見ればわかるとおり、年数が経つにしたがって便益は間違いなく増えています。植木先生が言うように、年をとるに従って便益は大きくなるだろうと、それは、まさにここに示されています。しかし、B/Cとしてとらえて費用計算については、初期投資から利率を利子率で、その年度までに、複利で計算していくわけですから、便益の増え方よりさらに上回って費用が増えてしまうので、B/Cとしてとらえた場合には、どうしても下がることになるのです。

植木委員が、自分では便益は増えるだろうとそれは間違いではないのです。増えています。コストが勝手に計算されて、もっと増えるんだ、それだけの話です。

【植木委員】

ありがとうございます。

【岡田委員】

全然間違っていないし、物忘れでもないですよ。

【植木委員】

はい。結構です。

【岡田委員】

B/Cとして捉える場合の結果です。

【植木委員】

そういう場合は、こういう風になるわけですね。

【岡田委員】

その捉え方が、本当にこの森林を評価するに当たって適正かどうかとその問題を提起していただくことについては、大変前向きだと思います。

あとで、その他のところで議論していただきたい項目にも関わっています。

【井上座長】

費用対効果についてはそういう風なことということで、ほかに何かありますか。

【深町委員】

それぞれの個表をみてみますと、事業の概要・目的のところではどういう場所で事業を行ったということが、無立木地だとか、粗悪林相地等ということではだいたい共通して記載していますが、事業を行う前の状態がどうしてこうなったのかや、それが自然環境もあるでしょうし、人の土地利用もあるでしょうけど、基本的には、特に最近になってはなかなかこういう風な場所がどうして生じるのかというか、自然環境以外では、地域地域でどういう風な状況なのかピンとこないの、その辺をご説明をいただければと思います。

【事務局（石橋推進官）】

事業の沿革でいえば、戦後の昭和30年代から始まりましたので、ハゲ山ですとかが多かったという形になります。そういう意味で、昔は対象地というのはすごく多かったけれど、今はかなり減ってきている状況になります。そういう中でも、昔の伐採由来なのかもしれませんけれども、水源の上流域で、ある一定程度の面積で無立木状態になっている箇所というのが、結構まだありまして、先ほどの統計表にもあるように、未立木地面積というのがまだ全国的にかなりの数がありますので、基本的にそういう箇所を対象

にしている事業という形になります。昔みたいに、全面積無立木のようになっているという形にはなっていないですが。

【深町委員】

現在そういう場所があるということの、社会的背景とか、どうしてそういう状態で長年ずっと放置してあったのか、どういう場所がそういう風な現状になっているのか、具体的な背景や状況がわかるとピンくるかなと思うのですが。

【事務局（石橋推進官）】

あまり背景までは見ていなくて、現況主義で実施しているような状況です。

【深町委員】

たぶん、始まった部分は、一応基本情報ということで押さえていただければいいけれど、今後、新しくやる時にはどうしてそういう状態になっているのかということも、きちんと押さえることが事業が成功する上での非常に大事な情報等になると思いますので、その辺も併せて教えて下さい。

たぶん、地域だとかいろんな立地とか歴史とかで変わってくると思います。他が、ちゃんと成林している地区がなぜそうなっているのかということを見に行くことが大事ではないのかと思いますので、また、検討していただければと思います。

【岡田委員】

今の問題は、資料の6-2-3、これがそうなんです。

【深町委員】

個々の場所で、個々の個表レベルであるといいなということなんです。

社会的な背景は、大きな部分はわかるけれど、色々それぞれの地域の中で、その場所がこういう状態になっていることがわかると良いです。具体的に実施するのはサイト・場所・点でやると思いますので、その情報が有ればよりわかります。それが、だいたい6-2-3では大きな流れというはわかりますが、個々の場所での情報というものがもっとあるといいのかなというのが質問だったのです。

【井上座長】

それが事前評価の場合には、当然押さえてあって、こういう理由だからってことで評価しているということですよ。

【事務局（石橋推進官）】

社会的背景でそうになっているとか、自然的背景でそうになっているとか、そこまでの情

報は個表には出てきませんし、そこを全部列挙するのは難しいと思いますので、分析みたいなものを検討してみます。

【深町委員】

みんな同じ表現で書いてありますので、細かい事情というのが見えないというか、そういう具体的なものがあると、地域地域でいろんな森林があって、いろんな状況が違って、それに合ったやり方という風な話により行くのかなと思ったのですが。

【事務局（石橋推進官）】

地域の土地利用状況のすとか、自然状況も違いますし、たぶん、由来は色々違うと思いますので、その辺は、データに出せるかどうかは別として、まず、その視点で見ていくのが大事だと思います。

【井上座長】

現況評価という形については、こういうことを行うということやっておりますけれども、関連してでもいいですが、その他、ご意見等ございませんでしょうか。

【岡田委員】

各個表の事業コスト縮減等の可能性のところですが、この個表だけを読むと広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更するとあり、これだけを読むと、一般の人は誤解を受けるかなという感じをもちます。

広葉樹化したところについては、広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更するのであれば、最初から植えるなという話も当然のように出てきかねないからです。

表面面を読むと、投資をして、それが駄目になってしまった、広葉樹林化した、そうしたら、広葉樹を育成するように努めますと聞こえます。

実は、そうではなく、チェックシートの図であるように、本当にごく一部分の広葉樹林化した部分を重点化するということです。われわれ評価委員は、全体の資料からわかりますが、個表だけだとたぶんこれは誤解を受けます。だから、表現についてもう少し注意をする書き方がないかということです。ここは、微妙なところだと思うんですね。

広葉樹林化した一部の林分というのは、本当に、先程、深町先生のサイト論で言えば、サイトのごくごく一部のことを言っているのだけれど、これだけだとそういう風に思われたいのです。ここは、何かいい書きぶりがいいのかなと思います。

【植木委員】

関連していいですか。広葉樹の侵入によって広葉樹を育てていくといった場合、広葉樹を育てる技術というものを、ある程度、体系化して持っているのかと考えることを考えます。後の方では、広葉樹が出たら、広葉樹を残しますという話ですが、例えば、間伐

だとか除伐の技術においては、その辺は、どのようにお考えでしょうか。

たぶん、これを読む中では、たぶんそのまま放っておくんだよねという風に捉えられる気がします。

技術的な裏付けがあるならば、私は別にどっかで説明されるのならばいいと思うのですが、どんなものなのかを気になって読ませていただきました。

更にもっと言いますと、広葉樹がでるならば、そういった所で広葉樹はまさに育てなさいと、最初から植林するわけでなく、広葉樹を天然更新できる条件があるならばそれにしなさいという所まで踏み込む事も可能かと思うという意見です。

【事務局（石橋推進官）】

広葉樹を森林化した林分というのは、50年経過ですとか、30年～40年経過分ということで、かなり昔に植えた画一的に植えた場所です。

今の水源林造成事業というのは、地拵えの段階からある程度の広葉樹が郡状にまとまったところは残して、それ以外の区域を地拵えして植えるという形にしております。その辺の、最初の造林の扱い方から変わってきたところが一つ言えると思います。

それと、広葉樹林化した、例えば、植栽して40数年がたったところで、広葉樹が一部入っている箇所については、実際、手入れはしていないし、一般的にはそこまで行かない状況だと思えます。

今後の課題として、奥地の水源地で、今50年ぐらいですが、今後、長伐期にしていったら80年になって、次の世代の森林に変えていかなければならない時期がくると思うのですが、その時に、針葉樹で更新するとか、天然更新にもっていったら広葉樹林を育てていくとか、その時に、どうするのかということを、本格的に検討していくということが今後の課題であると思えます。

【植木委員】

広葉樹の技術は、まだまだ未完成な部分があって、私は、施業ですから、できるだけ手を加えていいものをつくっていきましょうという考えになるけれど、それをどうしたらいいかという問題や、検討の余地がまだいくらでもあります。

気になるのは、広葉樹を残してそのまま将来的に大径化した場合、かなり周辺的人工林を被圧させることもありえます。それを嫌う所有者もいるわけです。早めに広葉樹を伐って、経済性を考えれば安定した人工造林を目的に最初からやっているのですから、最終的には、人工造林化して経済性も考えて、ということで、これは水造ですから、そこまで考えないで針広混交林の方が望ましいだろうと思うんですけど、ただ、最終的な作業の時間が少ししんどいですよね。コスト問題を考えれば、一般的な人工造林の一斉造林よりも広葉樹が点在してはいつてくる方がよっぽど危険だし、コスト的にも高くなる可能性もあるということです。

ですから、そういったとこまで含めて考えると広葉樹を残していいのかどうかという

問題は振り出しに戻るかもしれませんが、とりあえず、いいと思うけれど、水造の元々持っている本来の目的からするならば、針広混交林の方が相応しいだろうと、土壌への影響もいいですし、技術的に将来的にどうするんだということはちょっと検討の余地が出てくると思います。

【岡田委員】

今までの過程ですが、この検討会でも、周辺のいわば広葉樹としての主林木で、すでに、例えば、30cm・40cmぐらいにしっかり伸びているような広葉樹になっていれば、積極的に育成した方がむしろいいのではないのかという、そのところは、逆に針葉樹も決定的にダメージを受けているような箇所ですから。それを、どう積極的に作るかという技術体系までそこで提案をしようとか、しろとか、そういうふうな意見はあまりなかったような気がします。だから、同時に試験箇所みたいな認識でしっかり見守っていくというそういうことなのでしょう。

【植木委員】

この議論は色々でてくるので何ともいえないですけども。

【岡田委員】

チェックリストの図で何となく描いていたような気がしましたが。

資料6-4です。たぶん、植木先生のご指摘のように一番ナーバスに議論を重ねてきたところですね。

【佐藤委員】

すいません。単純な質問なんですけど、北海道の地域は、契約件数が1件ということなのですが、そもそも北海道の地域というのは、他の地域に比べると水源林造成事業の取り組みが遅かったということでしょうか。が1点目と。

二つ目は、すいません、質問になるのかどうか分かりませんが、先生方は便益だとかお話しされている中で、水源涵養機能だとか、路網整備によるその周辺地域の山林の整備をある程度進めていく為に、周りの山林、水源林造成事業の契約されていない民有林との兼ね合いというか、その当たりのいろいろな作業の連携だとかそういうものも出てきて、地域全体の山林というものは整備されていくと思うが、家業で経営計画をたてているけれども、水源林造成事業の事業そのものが恐らく属地計画か何かで、地域からの話ができるような気がするが、そのあたりに純粋な民有林で経営計画をたててる方と、いろんな調整とかそういうものは図られているのですか。

【事務局（石橋推進官）】

一つ目の北海道の話ですけども、一番最後にパンフレットがついておりまして、真

ん中あたりに日本地図で水源林造成事業の分布というのが、地図がございます。赤い箇所が水源林造成事業の契約地で、リストを見ると西日本が多いということがあって、北海道は面積が広いですが、まず、国有林が多くて道有林があってそして水造があるということで、それほど面積に対する割合は大きくないのです。

【佐藤委員】

外の地域に比べると必要性が低いということですか。

【事務局（石橋推進官）】

土地利用が国有林だったり、道有林が多いということです。

【林野庁（新島課長）】

昔の歴史からいうと、実は国有林がやっていた官行造林という事業があるのですが、あれを引継いでいます。したがって、国有林が多いところは意外に少ないですね。国有林の少ない地域で、そういうのをやられていたということで、西の方が多いという歴史的経過でこうなっていて、北海道では逆に水源地域を国有林だとか道有林そういうのが占めているので、現状として、こういう感じになっていると置いていただければいいかと思えます。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【事務局（石橋推進官）】

森林経営計画につきましては、水造の中でも共同施業団地ということで、協定を周辺の民有林の方々と結んでおりますので連携して道を開設するなどということをしていまして、属地で加わってくださいということで周辺の所有者さんからの問い合わせがあれば積極的な形で全国的に対応をさせていただいております。

【佐藤委員】

属地でされている地域もあるのですか。

【事務局（石橋）】

あります。

【センター（青木理事）】

9月に見ていただいた三重の現地がそうです。

【佐藤委員】

そうなんですね。

【井上座長】

よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【井上委員】

他にはおありかと思えますけれども、ここだけだはというものがありましたらこの際は是非ご発言をお願いいたします。

【岡田委員】

今年度直るかどうかは別にして、大事なところは評価結果のところですが、全部継続になると思うのですが、どのところも必要性のところについて、先程の深町委員の危惧がやはり多少出るところだと思います。

どういうことかという、機能の所だけで書いている必要性だけど、そもそもこの事業を採択したその背景には社会経済的に民の人たちが荒廃した森林を再びきちんと整備育成管理が出来ないというそもそも論が、ここに本当はどこか1箇所さらっと触れてもらう方が必要性、事業として必要だから、やはり、そこが大事だと思います。

可能でしょうか。

【事務局（石橋推進官）】

条件が不利で民間では実行しがたい箇所というニュアンスを入れてみます。

【岡田委員】

期中ですから、依然としてその状況が変わらない、あるいは、一層厳しい状況になっているということです。

【事務局（石橋推進官）】

価格が下がって、さらに条件的には悪くなっているということで、記載を工夫したいと思います。

【井上座長】

それではまだあるかと思いますが、資料については、公表になりますので、第三者委員会の意見としては、「継続が妥当」という形にしまして、さらに、頂きました意見を

踏まえてこれからもう一回それをこちらに反映させるということをするという方向で進めるということではいかがでしょうか。

【各委員】

結構です。

【井上座長】

ありがとうございます。

コメントを付加しておくという形で検討させていただきますということで、締めさせていただきます。

それから、この後の取扱いにつきましては、今頂きましたご意見を参考しまして第三者委員会の意見と、事業の実施方法の記入内容を座長と事務局とで調整していくとさせていただきます。

なお、最終的には、座長に一任という形とさせていただくということでよろしいでしょうか。

【各委員】

結構です。

【井上座長】

そういう形でお願いしたいと思います。

予定の時間を過ぎておりますが、ここで、一端休憩に入ります。

10分間の休憩をしまして、16時10分から次の事前評価に移りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(休憩)

【井上座長】

時間が少し過ぎましたけれども、議事を再開したいと思います、よろしくお願いいたします。

期中の評価が終わりましたけれども、事前評価につきまして事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（石橋推進官）】

資料7に平成25年度の事前評価関係がございます。資料7-1でございます。事前評価対象地一覧ということで、今回は、32流域、合計178箇所、契約面積ですと2,709ヘクタール、事業対象区域面積につきましては2,590ヘクタールという形になります。これは、

水源林造成事業をこれから新規に着手する箇所の候補地ということになります。それにつきまして、着手してから終了するまでの期間のB/Cを計算しますと、こちらについては新しい箇所ということで2から高いところで3というB/Cになっております。

次のページに先程の178箇所の全箇所についての、新規採択にあたってのチェック項目を記載した一覧表になっております。左から流域、都道府県、市町村、それから実施主体は全て森林総研ですけれども、便益、費用がありましてB/Cがあつてその次に必須事項、それからその一番右に優先配慮事項とあります。

必須事項1から6までございますけれども、それにつきましては参考資料1、事前評価マニュアル抜粋の2の20ページです。チェックリストの判定基準ということがございますけれども、1から6を現場でチェックするという形になっております。1番目として、事業の必要性が明確であることということで、水源涵養機能が低下している土地で造林を実施して、急速に効果を発現させる必要があること。先程、深町委員からありました、無立木地ですとか、散生地ですとか、そういう箇所というところを現況で判断するという形にしております。2番目として技術的可能性が確実であることということで、自然的条件ですとか、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。3番目として、効率性ということでB/Cが1以上であること。4番目として、事業の採択要件を満たしていることということで、水源林造成事業の要件ですけれども、1から3号の水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の3種類の保安林もしくは同予定地であること。無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。権利関係が明確で一団地の面積が5ヘクタール以上あること。国土保全上の見地から治山事業、造林的手法でできないような場所を対象にしない。水源との関係ということで、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域。ダム等の上流域等。これをすべて満たしていること。5番目として、事業の実施が確実に見込めること。造林地所有者の意欲が高くて、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。6番目が、自然と共生する事業であること。配慮がなされていることがあります。

元の表に戻りますと、1から6まで全部まるがついてます。これはチェックがないと対象地としてあがってこないということになりますので、これからもれるところも当然ありますが、それは採択要件を満たしていないということになります。

その右に、優先配慮事項とありますけれども、先ほどのチェックリストの参考資料1の前になりますけれども、2の19ページに、優先配慮事項というのがあります。1番の有効性として多様な森づくりということで、健全な森林の育成、針広混交林化の取り組みが行われていればA。それ以外であればB。自然的条件に適合しているということで、地域森林計画だとか、そういうのが適合していればA。それ以外であればB。効率性として、効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減ということで、それらが確保できている

計画であればA, B。それ以外の計画がCとなります。3番として事業の実施環境ということで、自然環境・景観への配慮ということで、自然環境・景観の保全が求められる地域であって、それぞれに対する配慮がなされている計画であればA。そうでない地域であればBということになります。そのことについては、前のチェックリストの一覧表に戻っていただくと、自然環境への配慮が必要な区域でない場所ということで全てBになっています。

他事業との連携というのが一番最後ですけれども、特に無いので、チェックリストではバーになっているということです。そういう形で一覧表として整理されているのが178箇所を表でございませう。

次に、178箇所を都道府県ごとに落としたのが次の日本地図でございませう。後ほど、整備局ごとに1事例ずつ写真等を添付しておりますけれども、赤い○が代表事例になります。青のまるがその他になります。基本的に整備局の一番北を代表事例として選んでおります。やはり西日本の方、中四国とか九州が箇所的に多いという図になっております。

資料7-2-1ということで、先程の期中と同じですけれども個表がございまして、これについて、林野庁のホームページに公表する形になります。B/Cを流域ごとに集計して出します。先程の178箇所が32流域分に括られてこちらの表になっております。

事業の概要と目的ということで、地域特性も先程の資料と同様に書いております。一番最初は、十勝・釧路川広域流域ですと、寒冷な気候下にある本流域内をという形になっております。事業の概要・目的の下のところに箇所数ですとか、区域面積、それから、総事業費がいくらかとか、その次に費用対効果分析のB/Cがのっております、評価結果として、必要性・効率性・有効性というのが記載されております。

第三者委員会の意見ということで、後ほどご意見をいただければと思っております。基本的には、B/Cが1以上でチェックリストの項目を全て満たしているということで、採択いただければと思っております。ここは、同様な記載ではあります、一番最初の事業の目的のところに地域特性を記載させていただいたり、最後の評価結果の有効性のところに、雪が多いところだと雪害対策を十分にやるとか、鳥獣害の多いところはそういった対策をするとか、地域性がでるような形で記載しております。

最後の九州の川内・肝属川広域流域がございませうけれども、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯という形で地域特性を書き分けております。一番下の方の評価結果の有効性のところですが、南はシカ対策が、大事なので、シカ対策もきちんと実施するという

形で一部地域性ですとかそういう形で記載させていただいております。

資料7-2-2ということで、評価対象地の事例です。6事例、各整備局一番北の箇所を主に位置関係がわかるような形で記載させていただいております。

1枚めくっていただくと、東北北海道整備局の一番北ということで、馬淵川広域流域です。これは、奥入瀬川の上流域で、簡易水道とか市の上水道施設がある上流域に水源林を造林するということです。次のページに写真を付けておりますけれども、このような笹生い地の無立木地状態になっているところということです。

次のページに表がありますけれども、先程のチェックリストの必須事項と優先配慮事項の左にはチェックされた表を添付させていただいております。

次に、関東整備局の一番北ということで阿武隈川広域流域です。こちらは、阿武隈川の流域の簡易水道の上流域となっています。次のページに粗悪林相地の写真が載せてあります。各整備局一番北側の箇所の位置図、位置関係の図、写真、チェックリストを載せてあります。

どの箇所も水道施設の上流ですとか、農業用のため池の上流ですとか、水源との関係もわかるような形で写真や図面を添付させていただいております。

次に、費用対効果分析事例ということで、資料7-3に載せてあります。計算方法は先程の期中の評価と一緒にございます。割愛させていただければと思います。

最後に、参考資料ですが、新たに付け加えたものとして、参考資料5として、水源林造成事業における針広混交林造成に向けての手引きということで、新しく水源林造成する箇所について、広葉樹を残して区画を作るというセンターのマニュアルを参考までに付けさせていただいております。以上でございます。

【井上座長】

ありがとうございます。ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見がございましたらご発言よろしくお願いたします。

【植木委員】

教えてください。写真を見ると粗悪林地かなと思うけれども、粗悪林地というのは、参考資料の中に定義は書いてありますか。

【事務局（石橋推進官）】

資料にはないのですが、私どもの現場判断として使っているのが、「うっぺい度」です。0.3未満を無立木地としていて、0.3~0.5を粗悪林相地としております。

【植木委員】

その場所をある程度、長期間放置しておいてその結果うっぺい度がその程度ですよという判断ですか。

粗悪林地と判断する場合に、ある程度長い期間を置いておいてもうっぺい度がその程度だからという判断ですか。

【事務局（石橋推進官）】

そうです。基本的にはある程度その状態であるという判断です。

【植木委員】

何か定義がほしいですね。

【事務局（石橋推進官）】

業務上、図で示したものがありますので、別途お送りいたします。

【井上座長】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

【岡田委員】

先程と同じことですが、個表の評価結果これは我々にも関係するところなので、必要性のところをやはり社会経済的な部分を1行加えて下さい。

【井上座長】

他によろしいでしょうか。

【深町委員】

写真だけの判断で、色々とやってらっしゃる結果として森林が成立しているので良いと思うのですが、私の印象ですが、スギ・ヒノキの適地というふうに書いてありますが、本来立派なスギ・ヒノキになるような立地ではない場所も含まれているような感じがします。スギ・ヒノキ、基本的には全部スギ・ヒノキを植えるのでしょうか。

【事務局（石橋推進官）】

そうです。スギ・ヒノキが多いです。一部、広葉樹の場合もありますが、ほとんどが、スギ・ヒノキです。

【深町委員】

現場に行っていないので何とも言えないのですが、きちんと水源林としての機能を発

揮するためにいろんな選択肢、もう少し違った場所も選択肢としてあるような気がします。

これは私の印象ですので、参考までに聞いていただければいいと思うのですが、たとえば、京都とか私のなじみの場所を見ても、ここには京都のデータや写真はないので何とも言えないですけど、その辺が、これだけの資料だとよく分からないところがあります。

私は、この資料を見て言っているだけで、きちんとした調査とか根拠に基づいて実施しておられるので、これがまずいというわけではないのですが、第三者的にこの資料だけを見たときに、いろんな理由でこういうふうな状態になっていることが考えられます。

もともと、立地として大きな木が育つ場所では無いとか、土壌とか、いろんな地形の状態がありまよね。そういうところに投資するのに見合う手の入れ方が今後あるといいのかなという印象です。参考意見として聞いて下さい。

【井上座長】

今後、植栽樹種の検討もすべきだということですよ。

【深町委員】

水源林として相応しい将来像がどういうものなのか、というのを考えると、もしかしたらもう少しいろいろな選択肢があってもいいのかと思います。

たとえば、チェックシートのイメージ図で広葉樹林化をというところがありますよね。もともと、そういう区域がすごく多い場合は、広葉樹林にするというのも今後入ってくるのですか。

【林野庁（新島課長）】

日本の林業全般に言えるのですが、広葉樹の造林も行われているのですが、非常に難しいです。ご承知とは思いますが、土地に対する要求度が非常に厳しいので、ちょっとした違いでも全然成長が変わってきます。

そういう意味で我々が今やろうとしているのは、現地で残っている広葉樹というのはできるだけ残しながらやっていくというのが一番合自然的施業になるのではないかとということで、今回ここにあげている箇所では確かにスギ・ヒノキを植えますが、林地に残っている広葉樹をまとめてある程度残しながら林地を作っていくというような施業を目指しているということです。

【深町委員】

わかりました。

【井上座長】

他にございますでしょうか。

そうしましたら他にご意見がないということで、公表資料となりますので、事前評価個表の中の第三者委員会の意見の記入内容につきましては、「事業実施の必要性が認められる」という文言を基本として記入することよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【井上委員】

特にコメントとして付加しておけばよい部分がありましたらご意見いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

無いようですので、只今いただいたご意見を参考としまして第三者委員会の意見の記載内容等を事務局と調整して進めていきたいと思っております。なお、最終的には、座長一任という形をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

結構です。

【井上座長】

事前評価は短時間で終わり、時間はまだございますけれども、議事の方は以上で終了という形にさせていただきます。

これにて座長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

【岡田委員】

ちょっとよろしいでしょうか。

その他の項目がなかったのですが、是非、議事の中に組み込んでもらえれば有り難いと思います。

【井上座長】

ではその他として議事に組み込みます。ご意見よろしく申し上げます。

【岡田委員】

一つは、公共事業がということが前提です。

それともう一つは、時代に応じてそれなりにきちんと評価の観点・具体的な指標等々も変えることも大事だということが前提です。

皆様に発言するのは釈迦に説法なのですがけれども、新しい方向性の中で公共事業がた

だ単にセーフティーネットであるということだけではなくて、様々な災害を経験しながら難しい言葉を使って言いますが、レジリエンスです。こういうキーワード、違う言葉でちょっと誤解を招くじゃないのかなと思うのですが、強靱化みたいなそういった言葉でも置き換えられていますが、むしろ回復力だとか、バッファだとか柔軟性だとかそういう風にとらえればいいと私は思います。

そういうことが、要請されている。強く公共投資のその中身として、こここそがこれからは大事なんだと思います。既存のセーフティーネットについてはそれなりに先進国家として張ってきただろう、しかし、それが十全であるかどうか、あるいは更新が必要な場合、そういうことを含めて次に必要な観点としては、ただ単に当該する目的の投資を超えてその他の様々な所との関わりの中での柔軟性・回復力ということがしっかりと踏まえられた公共事業であるかどうか、これからはここが非常に重要なものとして突きつけられると言うことがはっきりしております。

そうしますと、この事業評価技術検討会につきましては、先程の話ですと無くさないというお話がありましたので、次年度に向けては、このフォーマットも含めてそのような観点を入れ込んでもう一度しっかり作っていくし、説明責任を政府・国民に対してこの水造ということでもいいのか、私も議論をしたほうがいいと思っておりますが、公的な投資、山間地域のセーフティーネットであり、それが、そのほかの様々な公共投資と上手にコラボしながら上手な災害の受け止めと回復力を持つ主軸になるような、そういうものとして、とりわけ山村地域はそうだと思うけれども、位置付けがどっかで出ていく、きちんとアピールできるような評価の仕方とその国民に向けてのフォーマット、これを急いで練る必要があるというふうに思います。

そういう意味でいくと、従前からずっと練っているけれども、公共投資部分がうんぬんというよりは、先程、佐藤委員からお話があったように、地域全体にとってのきちんとした公共投資であり、回復力、レジリエンス、あまりイメージできない我々の言葉ですけれども、これをやっぱり地域にとって、そこは、これからただ単に水造だとか、水源林を守るというわけではなくて、それを投資することで地域の森林丸ごと、さらに、農だとかそれ以外の生活部分も含めて地域の回復力の根源であるということです。そうになると、先ほどの広葉樹問題も、実は、レジリエンスの一つの側面は持続性と生態的であることと、それと、多様性があること、これがまさに中身ですから、それは、森林そのものなのです。

そういうことを含めてこれだけを言ってくれと言うのであれば、今打って出るしかない。こんなチャンスはないわけで、それはやっぱりきちんともう一回再設計するという視点に立ってほしいという提案です。

多少の議論の上、各委員から賛同がえられれば、是非とも急いでその作業に向けて調査もやるし、多様性だから、全国で、それぞれの流域の場合はこういう項目をきちんとチェック項目で上げておこうと、そういうことを含めて調査もするし、設計も新たにするし、これを是非ともお願いをしたいと思っております。

【事務局（石橋推進官）】

来年度の予算で技術的な話ですけれども、水源林造成事業の行革の話もありましたので、次の世代の森林への切り替わりがこれからの大きなポイントになりますので、その辺は、先ほど岡田先生がおっしゃられた柔軟性といった意味での天然林を活用するとか、多様性で言えばすでに水造は針混合樹林という形でやっておりますけれども、次の世代の森林にどうするのかという切り口でいくつか水造の事業地を選ぶ中で、次の世代の切り替わりをどういう絵を描いているのかということもしっかり調査していきたいと思っております。

その中で、お金はそんない無いので、社会的な調査がどうかというのは、まだ、なかなかできるかどうか分からないのですが、ひとつ、どこかの事例でもいいので森林組合、主に林業でやっているところの森林組合の中での水造の位置付けだとか、その地域での林業労働力の中での水造の位置付けですとか、そうことをできるかどうか分からないけれども少し調査するというのも考えていくことはできると思っています。

【岡田委員】

是非ともお願いしたいと思います。

【事務局（石橋推進官）】

事例調査のような形のもので。

【岡田委員】

事前にタイプ分けをして明確に意志を持った調査をするということでない、生きてこないです。お願いします。

【林野庁（新島課長）】

公共事業の中で公共調査費というのがございます。その中で、今後の水源林造成事業がどうあるべきかということ踏まえて調査をします。調査というのは、針広混合林というのは非常に我々にとってはキーワードになります。単純な一斉林を作るというのが、かつてはそれで許された時代だったわけですが、今はその時代ではないです。水源林という、水源涵養機能の発揮ということで見ると、それだけでは済まないという形で施業は変わってきています。それをさらに進める為に現行の水源林造成事業地の中を調査をし、調査というのは先程深町先生がおっしゃられたように、かつて何だったのかっていうものによっても、その後、次の世代を作る林の時に更新がしやすいしにくいというふうなことがあります。だいぶ分かってきているということもありますので、前の林がどうだったのか、それから、今の林の中にどれだけ針葉樹があって広葉樹というものを生かせる施業ができるようになるのかならないのか具体的に調べていく、その中で、

かつての利用形態を含めて全体としてどうやっていくのが良いのかといった、水源地域のあり方というものを突き詰めてみたいということで今回要求して何とか認められたものです。3年間で認められました。岡田先生がおっしゃるようにしっかりと設計した上での調査を平成26年度からやっていきたいと思っております。

その結果につきましても、少し違いますが、こういう場でもご披露させていただきながら順次ご意見をいただいてブラッシュアップしていきたいと考えております。

【岡田委員】

岡目八目的に言うと、それは当たり前なんです。やってくださいの世界です。それに加えて、このフォーマットで言うと効率性、B/C論で評価は強く牛耳られています。

これから先は、そうではないということです。B/C論、効率性、効率性といっても強靱性と回復力を備えたその上での効率性というものを追求しろということを確認につけられるということをしぐそこまできているわけで、それに対しての備えを今からやるという話です。

そういう意味でいうと、先程、課長がおっしゃったのは何十年もやっているわけだから当たり前、今更なんだ、という世界で切られると思います。

農水の評価がなくして自前の評価から一気に政府評価へいくのであれば、特にここは、ものすごくしっかりと構えてほしいのです。

私は、水造は大事だと思います。田舎にとって無くしてもらっては困る事業です。そういう立場で言っています。

【林野庁（新島課長）】

最初の挨拶でお話しさせていただきましたけれども、現状では附則の中でやっており、本則にはなっていないわけです。という意味では、不安定な状態です。それを、今後どういう形で受け継がせていった上でどうするのかという議論にならざるをえないです。その時に、先生がおっしゃったように評価の話ですが、今後の水造のあり方というのはいろんな面から注目を浴びざるをえないですし、今までの延長でいきますよでは絶対に済まないということも間違いないと我々も思っております。従って、そのところは評価方式を変えるというのがありますが、今の状態をどうしていくのかというのを、平成27年度末までに決めていかなければならないということになりますので、それと、併せながら検討していくということになると思います。

それからもう一つが、この評価方式自体が実は国有林も民有林も全部同じなんです。それを含めて林野庁全体で森林整備に関する評価の仕方というは検討していくということは間違いなく必要なことだと思っております。水造は、水造として今後のあり方というのを突き詰めてやらなければならないと思っておりますのでそういうことも含めて、公共調査も当たり前とおっしゃられましたけれども、そういう科学的根拠を含めてうって出るというようなことの為に、そういうものを利用しながらやっていきたいと思っております。

ます。

【岡田委員】

そういう点と関わって、今からでは遅いかなと思っておりますが、ここの数年の林業白書における水造の位置付け、これは林野庁内でも水造担当者は多いに不満をぶちまけてほしいと私は思います。今年度の原案にいたっても森林総合研究所という名前は大きくでてくる可能性が高いしそのようになっています。しかし、森林農地整備センターまで書き込んでいるのは、わずか1行と注のところに小さくでてくる二つしかありません。

こんな情けない話では困るんです。地域は、国家投資に対してどれだけ期待しているかということに全然踏まえていないではないですか。水造はそんな位置付けでしかないのですか。そういうと、これから先の今言った状況がでてくる中で、大変心もとないというのが率直な私の感想と意見です。

今こそうって出てもらって、国有林野は国有林野ですから。しかし、地盤民で、なおかつ大変な苦勞をして、先程深町先生がおっしゃられたように、なぜか投資ができないし整理ができない、これを国家が変わってやらなければならない。10分の10でやっているわけですから、まさに、国家投資です。それは、地域にとってはこんなに有り難いことはないしその中で一緒になって民有林も引き連れて、地域が持続的にあるようにと、これは骨格ですから、それは、絶対、「何で頑張らないのか」とそれぐらいに地域の関わっているものは見えています。ここを、是非受け止めていただきたいと思えます。

【井上座長】

その大本になるのが、この個表というものになるかと思えますが、その書き方そのものをある程度検討していく必要があるだろうということですね。

是非ともその方向で検討していただければと思っております。

【事務局（石橋推進官）】

今まで行革・行革でやられていたという、私ども林野庁の仕事というのは、基本的に行革対応みたいなものが第一なので、その技術的なところをどうこうということまで行けなかったというのは確かにありました。そこは、今回は集大成ということもありましたので、段階が変わる時期だと思っておりますので、一所懸命違う観点で考えていきたいと思えます。

【岡田委員】

分かっておりますので、宜しく願いいたします。

【林野庁（新島課長）】

これまで、色々ありました。今回の行革をどう乗り切るかというのが、我々にとって

の正念場でした。

先生はいろいろとご不満かと思いますが、とにかく、首をすくめて乗り切りましたので、これから我々としてやらなければならないことはやっていくということだと思っております。

【岡田委員】

地域の意向という欄が、ちゃんと設けられるでしょう。そこには、やはりいっぱい声がでてきますので、それを上手に書き込んで、これだけ記載されているというフォーマットにしていくところです。

【井上座長】

その他のところは、よろしいでしょうか。

それでは、時間も丁度きましたので議事を終了させていただきます。

これにて議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

お返しします。

【事務局（久保補佐）】

井上座長議事運営ありがとうございました。

また、委員の皆様方には活発なご議論をいただきありがとうございました。

最後になりますが、事務局から連絡事項をお伝えさせていただきます。3点ほど連絡事項がございます。1点目は、本日の議事録の取扱いについてですが、本日の検討会の速報版につきましては、事務局の責任において取りまとめ早急に公表させていただく予定でございます。また、詳細な議事録につきましては、事務局で作成後、各委員にお目通しをしていただき、修正意見をいただいた上で必要な修正を行い、そののち、座長の了解をいただいた上で公表するという段取りにしております。2点目としまして、資料の取扱いについてですが、本日の資料のうち期中の評価個表と事前評価個表が林野庁のホームページで公表されることになっております。本日の個表の中で第三者のコメントのところを本日のご意見を踏まえまして、座長のご了解いただいた上で記入させていただいたものが、ホームページ上で公表されるということになっております。

本日の資料ですけれども、委員の方々におかれましては、その場に置いておいていただければ当方から郵送させていただきます。

それでは、以上をもちまして平成25年度水源林造成事業評価技術検討会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。